

BLACKROCK®

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
世界株式インカム・ポートフォリオ
ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託
「クラスA受益証券(米ドル建て)」

運用報告書(全体版)

作成対象期間: 第11期(平成27年2月1日~平成28年1月31日)

管理会社
ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

代行協会員
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドである世界株式インカム・ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)は、このたび、第11期(以下「当期」ということがあります。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告いたします。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ポートフォリオの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託(米ドル建て)
信託期間	ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されています。なお、ポートフォリオは、平成17年9月29日に運用が開始されました。
運用方針	ポートフォリオは、世界各国の株式に分散投資することにより継続的な利回りを維持することを追求します。ポートフォリオは、配当利回りに関して、MSCI ACWIを上回る運用成果を獲得することを追求します。
主要投資対象	MSCI ACWI(日本を含みます。)に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式
ポートフォリオの運用方法	ポートフォリオは、MSCI ACWI(日本を含みます。)に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資を行います。通常、ポートフォリオは、50銘柄以上に分散投資を行います。為替リスク(エクスポージャー)は、通常、ヘッジされません。ただし、投資顧問会社は、ポートフォリオの市場リスクをヘッジするため、またはそのリターンの向上を追求するために様々な投資戦略を用いることができます。ポートフォリオの目的は、配当収益を生み出すことであるため、ポートフォリオは、投資元本の成長に関し、MSCI ACWI(日本を含みます。)を上回る運用成果を追求するものではありません。したがって、ポートフォリオにおける投資元本の成長の機会は、主として投資元本の成長を追求する通常のグローバル・エクイティ商品に比して少なくなります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none">①証券を信用で購入することができません(ただし、組入証券の売買の清算のため必要な短期与信を受けることができます。)。また、証券の空売りを行うことができず、またはショート・ポジションを維持することができません。②原則として、ポートフォリオの純資産価額の10%(時価基準によります。)を超えて借入れを行うことができません。③一発行会社の発行済証券(OECD政府証券および銀行金融証券を除きます。)の10%を超えて購入することができません。④ポートフォリオの純資産価額の10%を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券もしくは非上場株式またはその他の資産に投資を行うことができません。⑤ポートフォリオは更に、受益証券が募集および販売のために日本で登録され、かつ日本の規制基準に基づく要件がある限り、ポートフォリオの純資産価額の50%を超えて、米国政府証券および米国機関証券、譲渡性預金証券、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、社債およびその他の債務ならびに金融機関の公社債を含む日本国金融商品取引法上の「有価証券」の定義に該当する投資証券に投資します。⑥ポートフォリオが日本で募集される場合、一発行体から派生する株式、債券およびデリバティブへのエクスポージャーは、原則として、それぞれポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならず、また、上記のエクスポージャーの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはなりません。
分配方針	ポートフォリオの受益証券の純利益の全部または一部が、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の登録受益者に対し、毎月分配金として宣言されます。日本における販売会社は、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の投資者に対し、原則として、毎月20日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)から日本における5営業日目以降より分配金の支払を開始します。分配金支払日は、日本における販売会社によって異なります。具体的な分配金支払日については、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。 (注)「評価日」とは、ニューヨーク証券取引所の営業日、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または受益証券の発行の停止の場合を除きます(以下「営業日」ということもあります。。「日本における営業日」とは、日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。

目次

	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等	1
II. 運用実績	5
III. 純資産額計算書	13
IV. ファンドの経理状況	14
V. お知らせ	39

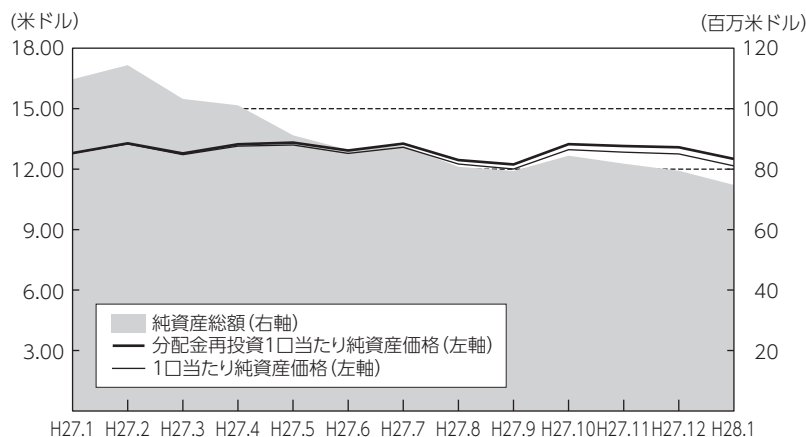
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、平成28年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.94円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

クラスA受益証券(米ドル建て)



第10期末の1口当たり純資産価格:	12.79米ドル
第11期末の1口当たり純資産価格:	12.16米ドル (1口当たり分配金額0.36米ドル)
騰落率:	-2.23%

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にポートフォリオへ再投資したとみなして算出したもので、ポートフォリオ運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、平成27年1月末日の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注3) 1口当たり分配金額は、税引き前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注4) 騰落率は、分配金再投資1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。

(注5) ポートフォリオの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ポートフォリオにベンチマークは設定されていません。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

債券市場および株式市場が振るわない中、ファンドのポートフォリオの多くは、当期を通じて下落しました。

ポートフォリオは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの中で最も好調な運用成績を収め、参照指数であるMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスが6.80%(米ドル・ベース)下落したのに対し、クラスA受益証券(米ドル建て)は2.23%の下落にとどまりました。リスク回避傾向が高まる中、安定した配当が見込まれる株式銘柄は投資家からの需要が堅調であり、これが好調な運用成績の下支えとなりました。

■分配金について

当期(平成27年2月1日～平成28年1月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

クラスA受益証券(米ドル建て)

(金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
平成27年2月20日	13.04	0.030000 (0.23%)	0.21
3月20日	12.90	0.030000 (0.23%)	-0.11
4月20日	13.11	0.030000 (0.23%)	0.24
5月20日	13.30	0.030000 (0.23%)	0.22
6月22日	13.16	0.030000 (0.23%)	-0.11
7月21日	13.10	0.030000 (0.23%)	-0.03
8月20日	12.71	0.030000 (0.24%)	-0.36
9月24日	11.93	0.030000 (0.25%)	-0.75
10月20日	12.68	0.030000 (0.24%)	0.78
11月20日	12.92	0.030000 (0.23%)	0.27
12月21日	12.47	0.030000 (0.24%)	-0.42
平成28年1月20日	11.58	0.030000 (0.26%)	-0.86

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ポートフォリオの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

(注3) 当期期首の直前の分配落日(平成27年1月20日)における1口当たり純資産価格は、12.86米ドルでした。

■投資環境について

当期(平成27年2月1日～平成28年1月31日)中、グローバル株式市場は強弱の入り混じった展開となりました。全体として、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスは、6.8%(米ドル・ベース)下落しました。当期の上半期においては市場は比較的好調でしたが、人民元の切下げおよび中国経済の低迷を巡る懸念から、8月以降に市場は急落し、かかる傾向は平成28年の初めに加速しました。米国金利の不確実性によって株式市場のボラティリティは増大したものの、平成27年12月、米連邦準備制度理事会(FRB)が状況に敢然と立ち向かう姿勢をついに見せたことから、当初の反応は弱まりました。

世界の市場の中で、米国市場は最も早い回復力を示し、S&P500種指数は、当期を通じて、わずか2.8%(米ドル・ベース)の下落にとどまりました。テクノロジーや生活必需品等の分野の相対的な強さが、米国市場の安定を維持する一助となりました。欧州市場は、より強弱の入り混じった結果となりました。全体として、MSCIヨーロッパ(除く英国)インデックスは9.72%(米ドル・ベース)の下落となりました。フランスおよびアイルランド等の市場は堅調でしたが、スペイン、イタリアおよびドイツの低迷により相殺されました。英国は大手鉱山業グループへの投資配分の引下げを受けて、全般的に他の主要市場から後れを取りました。FTSE100インデックスは、英国経済の相対的な強さにもかかわらず、9%(英ポンド・ベース)下落しました。イングランド銀行総裁マーク・カーニーが初めての利上げ予想を平成28年以降に見送ったことを受けて、金利上昇は落ち着く傾向をみせました。

日本市場は、当期を通じ、円建てでみると相対的に安定していました。東証株価指数は、経済成長の回復および政府の量的緩和プログラムに支えられ、1.20%(円ベース)上昇しました。しかし、当期中に日本の状況は徐々に弱含み、政府は当期末後、マイナス金利に戻しました。日本以外のアジア市場は総じて低迷しており、中国市場の低迷により一層後れを取ることであります。中国株式市場のバブルは、年初以降の浮ついたリターンが株価を過度に引き上げたことと投資家が判断したことを受け、ついに崩壊しました。

より広義の新興市場からのリターンも不振で、MSCIエマージング・マーケット・インデックスは当期中22.8%(米ドル・ベース)下落しました。投資家は、中国からの悪影響、コモディティ価格からラテン・アメリカの厳しい経済状況まであらゆる事情を懸念しました。次々に発生する危機によりブラジル経済が傾き、ブラジル市場が当期中大きく下落したことを受け、ラテン・アメリカ市場は特に低迷し、通貨安がこれに拍車をかけました。

セクター別では、テクノロジー、生活必需品および金融が最も堅調であり、市場はこれらの成長の見込めるセクターを選好しました。コモディティに対する需要が低迷する中、エネルギー・セクターは引き続き苦戦しました。

固定利付債券市場はボラティリティが増大しましたが、先進国市場の国債は当期を通じて大きく変動することはありませんでした。これに比べクレジット市場は弱く、ハイ・イールド債および投資適格債の指数はいずれも当期中に下落しました。ハイ・イールド債および新興市場債にとって、当期は全体的に厳しい期間となりました。米国ハイ・イールド債はエネルギー・セクターへの比重が高いため、また新興市場の国債は通貨安のため、それぞれ下落しました。

■ポートフォリオについて

当期、ビジネスモデルと財務状況が良好で、配当利回りが市場平均を上回り、長期的に株主に配当を支払う可能性が高いと判断される銘柄を引き続き組み入れた運用を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券等の主な銘柄については、後記「Ⅳ. ファンドの経理状況」の「(3)投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

今後も引き続き、投資方針に従って、ポートフォリオの運用を行う方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
年間管理報酬	0.60%	約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
年間販売報酬	0.55%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。
年間代行協会員報酬	0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用(当期)	0.25%	保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料、運営に関するすべての費用(税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)を含みます。)、ルクセンブルグの年次税および所有する有価証券等の取引関連手数料等として支払われました。

(注) 各報酬については、目論見書に定められている純資産総額に対する料率を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をポートフォリオの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 運用実績

ポートフォリオは、平成17年9月29日に運用を開始した。ただし、クラスA受益証券（米ドル建て）は平成23年8月26日に運用を開始した。

（1）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（平成28年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	アメリカ合衆国	77,801,797	47.49
	英国	29,709,732	18.14
	スイス	16,273,823	9.93
	カナダ	8,186,710	5.00
	台湾	5,055,369	3.09
	フランス	4,679,519	2.86
	オーストラリア	4,172,505	2.55
	ドイツ	3,913,074	2.39
	フィンランド	2,268,238	1.38
	日本	2,000,639	1.22
	スウェーデン	1,873,818	1.14
	ベルギー	1,794,387	1.10
	シンガポール	1,704,966	1.04
	ケイマン諸島	1,688,578	1.03
	デンマーク	1,670,368	1.02
	小計	162,793,523	99.38
投資資産合計		162,793,523	99.38
現金およびその他の資産（負債控除後）		1,021,514	0.62
合計（純資産総額）		163,815,037 (18,174百万円)	100.00

（注）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同様とする。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成28年5月末日現在)

	銘柄	国名	業種	株数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	ASTRAZENECA PLC	英国	医薬品	115,120.00	67.16	7,731,599.06	59.29	6,825,869.49	4.17
2	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	英国	タバコ	98,846.00	51.02	5,043,500.39	61.94	6,122,924.29	3.74
3	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ合衆国	医薬品	45,262.00	90.08	4,077,272.71	112.49	5,091,522.38	3.11
4	IMPERIAL BRANDS PLC	英国	タバコ	91,690.00	38.45	3,525,487.00	55.45	5,084,161.72	3.10
5	ALTRIA GROUP INC	アメリカ合衆国	タバコ	78,325.00	37.60	2,944,657.41	63.65	4,985,386.25	3.04
6	NOVARTIS AG REG	スイス	医薬品	56,656.00	72.54	4,109,789.59	79.96	4,530,305.00	2.77
7	TELUS CORP	カナダ	通信	142,361.00	33.44	4,760,948.70	31.76	4,521,266.28	2.76
8	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ合衆国	通信	150,806.00	26.83	4,046,049.70	28.91	4,359,801.46	2.66
9	MATTEL INC	アメリカ合衆国	玩具	133,303.00	29.90	3,985,179.17	31.54	4,204,376.62	2.57
10	SANOFI	フランス	医薬品	50,685.00	90.08	4,565,718.81	82.31	4,171,784.33	2.55
11	PFIZER INC	アメリカ合衆国	医薬品	119,949.00	26.42	3,169,270.15	34.68	4,159,831.32	2.54
12	DIAGEO PLC	英国	飲料	149,597.00	26.71	3,995,947.43	27.59	4,127,273.08	2.52
13	NESTLE SA REG	スイス	食品	54,943.00	68.13	3,743,416.69	74.66	4,101,922.21	2.50
14	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	アメリカ合衆国	タバコ	41,489.00	79.38	3,293,478.20	98.66	4,093,304.74	2.50
15	DEUTSCHE POST AG REG	ドイツ	運輸	132,728.00	29.00	3,848,795.50	29.48	3,913,073.97	2.39
16	COCA COLA CO/THE	アメリカ合衆国	飲料	84,173.00	38.53	3,243,370.45	44.71	3,763,374.83	2.30
17	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ合衆国	通信	72,508.00	42.85	3,106,632.59	50.84	3,686,306.72	2.25
18	LINEAR TECHNOLOGY CORP	アメリカ合衆国	半導体	77,940.00	41.82	3,259,630.60	47.18	3,677,209.20	2.24
19	ROGERS COMMUNICATIONS INC 'B'	カナダ	通信	94,417.00	41.77	3,943,480.30	38.82	3,665,443.76	2.24
20	GENUINE PARTS CO	アメリカ合衆国	卸売	35,285.00	78.55	2,771,644.86	96.91	3,419,469.35	2.09
21	H&R BLOCK INC	アメリカ合衆国	商業サービス	162,108.00	32.26	5,229,037.32	21.00	3,404,268.00	2.08
22	UNILEVER PLC	英国	食品	72,495.00	39.06	2,831,424.94	46.31	3,357,360.77	2.05
23	INTERNATIONAL PAPER CO	アメリカ合衆国	林産品および紙	75,324.00	43.26	3,258,461.77	42.36	3,190,724.64	1.95
24	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING COMPANY	台湾	半導体	617,000.00	4.80	2,961,430.77	4.80	2,960,843.23	1.81
25	MICROSOFT CORP	アメリカ合衆国	ソフトウェア	54,980.00	34.76	1,911,077.33	52.42	2,882,051.60	1.76
26	3M CO	アメリカ合衆国	その他製造	16,378.00	140.23	2,296,613.45	168.78	2,764,278.84	1.69
27	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ合衆国	その他製造	85,869.00	25.44	2,184,658.95	30.15	2,588,950.35	1.58
28	M&T BANK CORP	アメリカ合衆国	銀行	21,515.00	117.47	2,527,415.01	119.82	2,577,927.30	1.57
29	US BANCORP	アメリカ合衆国	銀行	59,149.00	37.02	2,189,868.58	43.15	2,552,279.35	1.56
30	WELLS FARGO & CO	アメリカ合衆国	銀行	49,564.00	53.72	2,662,505.22	51.06	2,530,490.02	1.54

- ② 投資不動産物件
該当事項なし（平成28年5月末日現在）。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項なし（平成28年5月末日現在）。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

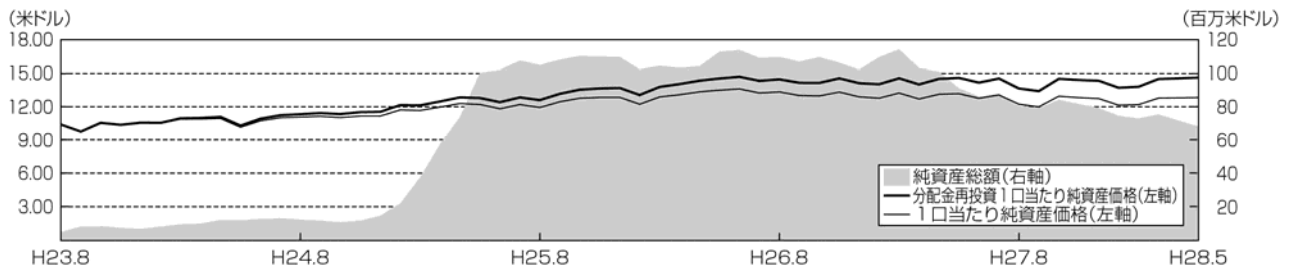
下記の各会計年度末および当期中の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

	クラス	純資産総額		1口当たり純資産価格	
		米ドル	千円	米ドル	円
第2会計年度末 (平成19年1月末日)	F	118,372,040	13,132,194	12.13	1,346
第3会計年度末 (平成20年1月末日)	F	121,861,854	13,519,354	12.38	1,373
第4会計年度末 (平成21年1月末日)	F	65,314,635	7,246,006	7.31	811
第5会計年度末 (平成22年1月末日)	F	80,711,021	8,954,081	9.46	1,049
第6会計年度末 (平成23年1月末日)	F	106,093,655	11,770,030	10.30	1,143
第7会計年度末 (平成24年1月末日)	A	8,380,341	929,715	10.53	1,168
	F	101,683,019	11,280,714	10.92	1,211
第8会計年度末 (平成25年1月末日)	A	22,124,855	2,454,531	11.73	1,301
	F	83,706,650	9,286,416	12.39	1,375
第9会計年度末 (平成26年1月末日)	A	102,369,242	11,356,844	12.25	1,359
	F	79,322,521	8,800,040	13.13	1,457
第10会計年度末 (平成27年1月末日)	A	109,709,927	12,171,219	12.79	1,419
	F	93,393,678	10,361,095	13.91	1,543
第11会計年度末 (平成28年1月末日)	A	74,759,563	8,293,826	12.16	1,349
	F	93,496,593	10,372,512	13.42	1,489
平成27年2月末日	A	114,370,757	12,688,292	13.25	1,470
	F	95,930,651	10,642,546	14.42	1,600
3月末日	A	103,203,949	11,449,446	12.72	1,411
	F	97,374,932	10,802,775	13.83	1,534
4月末日	A	101,091,267	11,215,065	13.14	1,458
	F	97,107,797	10,773,139	14.32	1,589
5月末日	A	91,174,175	10,114,863	13.19	1,463
	F	100,556,637	11,155,753	14.37	1,594
6月末日	A	86,376,847	9,582,647	12.78	1,418
	F	93,539,209	10,377,240	13.93	1,545
7月末日	A	87,749,674	9,734,949	13.08	1,451
	F	95,978,059	10,647,806	14.29	1,585
8月末日	A	80,782,587	8,962,020	12.25	1,359
	F	88,926,269	9,865,480	13.39	1,485
9月末日	A	79,398,052	8,808,420	12.00	1,331
	F	90,042,672	9,989,334	13.14	1,458
10月末日	A	84,437,652	9,367,513	12.96	1,438
	F	96,507,478	10,706,540	14.23	1,579
11月末日	A	81,796,930	9,074,551	12.84	1,424
	F	99,145,008	10,999,147	14.11	1,565
12月末日	A	79,454,876	8,814,724	12.75	1,414
	F	97,761,115	10,845,618	14.03	1,556
平成28年1月末日	A	74,759,563	8,293,826	12.16	1,349
	F	93,496,593	10,372,512	13.42	1,489

(注) ポートフォリオは、日本国内ではクラスA受益証券(米ドル建て)のみを募集する。日本国外では、平成17年9月29日よりクラスF受益証券(米ドル建て)の販売を開始した。

<参考情報>

クラスA受益証券（米ドル建て）



※平成23年8月末から平成28年5月末まで月末ベース

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、クラスA受益証券（米ドル建て）の1口当たり純資産価格（分配金なし）に税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額（実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。）について、平成23年8月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

② 分配の推移

クラスA受益証券（米ドル建て）

会計年度／日付	1口当たり分配金（税引前）	
	米ドル	円
第7会計年度	0.035000	3.88
第8会計年度	0.360000	39.94
第9会計年度	0.360000	39.94
第10会計年度	0.360000	39.94
第11会計年度	0.360000	39.94
平成27年2月20日	0.030000	3.33
3月20日	0.030000	3.33
4月20日	0.030000	3.33
5月20日	0.030000	3.33
6月22日	0.030000	3.33
7月21日	0.030000	3.33
8月20日	0.030000	3.33
9月24日	0.030000	3.33
10月20日	0.030000	3.33
11月20日	0.030000	3.33
12月21日	0.030000	3.33
平成28年1月20日	0.030000	3.33

（注）クラスA受益証券（米ドル建て）の直近1年間（平成27年6月1日から平成28年5月末日まで）の1口当たり分配金の累計は、0.360000米ドル、設定来（平成23年8月26日から平成28年5月末日まで）の1口当たり分配金の累計は1.595000米ドルである。

クラスF受益証券（米ドル建て）

会計年度／日付	1口当たり分配金（税引前）	
	米ドル	円
第2会計年度	0.454861	50.46
第3会計年度	0.497808	55.23
第4会計年度	0.519403	57.62
第5会計年度	0.355073	39.39
第6会計年度	0.398728	44.23
第7会計年度	0.394500	43.77
第8会計年度	0.298574	33.12
第9会計年度	0.348029	38.61
第10会計年度	0.367033	40.72
第11会計年度	0.364838	40.48
平成27年2月20日	0.029364	3.26
3月20日	0.056990	6.32
4月20日	0.026968	2.99
5月20日	0.046999	5.21
6月22日	0.038274	4.25
7月21日	0.017730	1.97
8月20日	0.041792	4.64
9月24日	0.027122	3.01
10月20日	0.009437	1.05
11月20日	0.034346	3.81
12月21日	0.026604	2.95
平成28年1月20日	0.009212	1.02

（注）クラスF受益証券（米ドル建て）の直近1年間（平成27年6月1日から平成28年5月末日まで）の1口当たり分配金の累計は、0.353246米ドル、設定来（平成17年9月29日から平成28年5月末日まで）の1口当たり分配金の累計は、4.190755米ドルである。

③ 収益率の推移

会計年度	収益率 (%) (注)	
	クラスA受益証券 (米ドル建て)	クラスF受益証券 (米ドル建て)
第2会計年度	—	18.39
第3会計年度	—	6.16
第4会計年度	—	-36.76
第5会計年度	—	34.27
第6会計年度	—	13.09
第7会計年度	5.65	9.85
第8会計年度	14.81	16.20
第9会計年度	7.50	8.78
第10会計年度	7.35	8.74
第11会計年度	-2.11	-0.90

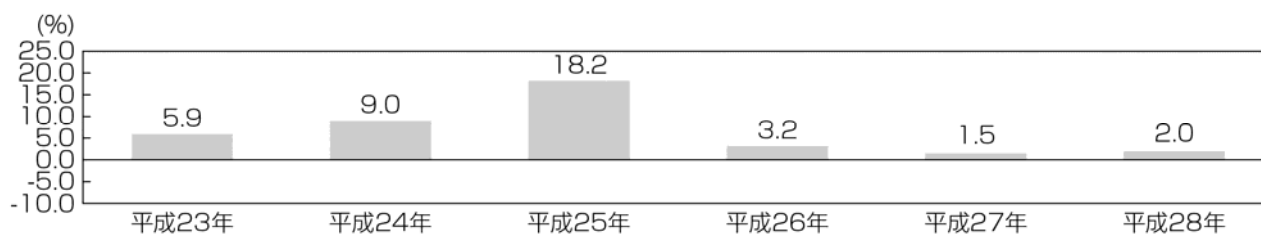
(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配落の額)。ただし、クラスF受益証券 (米ドル建て) の第1会計年度およびクラスA受益証券 (米ドル建て) の第7会計年度については、当初募集価格 (10.00米ドル) とする。

<参考情報>

クラスA受益証券 (米ドル建て)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記暦年末の1口当たり純資産価格 (当該暦年の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格 (分配落の額) (ただし、平成23年については、当初募集価格 (10.00米ドル))

(注2) 平成23年は8月26日から年末までの収益率であり、また平成28年は年初から5月末日までの収益率である。

※ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	クラス	販売口数		買戻口数		発行済口数	
			本邦内における販売口数		本邦内における買戻口数		本邦内における発行済口数
第2会計年度	F	4,572,600	0	1,266,800	0	9,761,365	0
第3会計年度	F	2,733,400	0	2,652,300	0	9,842,465	0
第4会計年度	F	218,300	0	1,123,600	0	8,937,165	0
第5会計年度	F	827,200	0	1,229,100	0	8,535,265	0
第6会計年度	F	3,633,256	0	1,869,400	0	10,299,121	0
第7会計年度	A	1,181,099	1,181,099	385,401	385,401	795,698	795,698
	F	2,642,100	0	3,626,400	0	9,314,821	0
第8会計年度	A	2,030,637	2,030,637	939,809	939,809	1,886,526	1,886,526
	F	1,340,300	0	3,900,491	0	6,754,630	0
第9会計年度	A	9,345,340	9,345,340	2,873,020	2,873,020	8,358,846	8,358,846
	F	2,192,740	0	2,907,611	0	6,039,759	0
第10会計年度	A	4,507,746	4,497,942	4,290,140	4,290,140	8,576,452	8,566,648
	F	2,589,745	0	1,914,653	0	6,714,851	0
第11会計年度	A	1,631,128	1,631,128	4,058,498	4,058,498	6,149,082	6,139,278
	F	2,009,132	0	1,754,538	0	6,969,445	0

(注) クラスF受益証券(米ドル建て)の第1会計年度およびクラスA受益証券(米ドル建て)の第7会計年度の販売口数は、当初募集期間内に販売された販売口数を含む。

Ⅲ. 純資産額計算書

(平成28年1月末日現在)

		米ドル (Ⅳを除く)	千円 (ⅣおよびⅤを除く)
I	資産総額	168,652,245	18,710,280
II	負債総額	396,089	43,942
III	純資産総額	168,256,156	18,666,338
IV	発行済口数		
	クラスA受益証券 (米ドル建て)		6,149,082口
	クラスF受益証券 (米ドル建て)		6,969,445口
V	1口当たり純資産価格		
	クラスA受益証券 (米ドル建て)	12.16	1,349円
	クラスF受益証券 (米ドル建て)	13.42	1,489円

IV. ファンドの経理状況

a. 本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年5月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル=110.94円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

(1) 貸借対照表

世界株式インカム・ポートフォリオ
純資産計算書
2016年1月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオー原価		159,693,269	17,716,371
未実現利益		6,460,610	716,740
有価証券ポートフォリオー時価	2(a)	166,153,879	18,433,111
銀行預金	2(a)	2,382,599	264,326
未収利息及び未収配当金	2(a)	115,767	12,843
資産合計		168,652,245	18,710,280
負債			
ファンド受益証券買戻未払金	2(a)	142,027	15,756
未払費用及びその他の負債		254,062	28,186
負債合計		396,089	43,942
純資産合計		168,256,156	18,666,338

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ
3年間の純資産価額の要約
2016年1月31日現在

	2016年1月31日現在		2015年1月31日現在		2014年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	168,256,156	18,666,338	203,103,605	22,532,314	181,691,763	20,156,884

1口当たり純資産額：

	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA分配型受益証券	12.16	1,349	12.79	1,419	12.25	1,359
クラスF分配型受益証券	13.42	1,489	13.91	1,543	13.13	1,457

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 損益計算書

世界株式インカム・ポートフォリオ
損益計算書及び純資産変動計算書
2016年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		203, 103, 605	22, 532, 314
収益			
債券及びローンの利息	2(c)	96	11
受取配当金（外国源泉税控除後）	2(c)	5, 180, 305	574, 703
収益合計		<u>5, 180, 401</u>	<u>574, 714</u>
費用			
管理費用（放棄額控除後（該当する場合））	4	535, 629	59, 423
販売報酬（放棄額控除後（該当する場合））	4	535, 629	59, 423
事務管理報酬	6	102, 385	11, 359
監査報酬		13, 745	1, 525
弁護士報酬		49, 165	5, 454
印刷費及びその他の報告費用		21, 955	2, 436
引受税	9	52, 146	5, 785
ブラックロック・オペレーションズ・ルクセンブルグ（BROL）に対する報酬 （放棄額控除後（該当する場合））	5	22, 318	2, 476
保管取引報酬	7	125, 043	13, 872
名義書換事務代行報酬		17, 883	1, 984
その他の報酬		7, 811	867
費用合計		<u>1, 483, 709</u>	<u>164, 603</u>
投資純利益		<u>3, 696, 692</u>	<u>410, 111</u>
実現純利益／（損失）：			
投資	2(b)	12, 841, 349	1, 424, 619
外国通貨取引	2(e)	(6, 734, 739)	(747, 152)
当期実現純利益		<u>6, 106, 610</u>	<u>677, 467</u>

（続く）

	注記	米ドル	千円
未実現損失の純変動：			
投資	2(a)	(11,453,113)	(1,270,608)
外国通貨取引		(3,845)	(427)
当期の未実現損失の純変動		(11,456,958)	(1,271,035)
営業活動による純資産の減少		(1,653,656)	(183,457)
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額		49,012,698	5,437,469
受益証券の買戻による正味支払額		(77,208,372)	(8,565,497)
受益証券の増減による純資産の減少		(28,195,674)	(3,128,028)
分配金宣言額	2(i)	(4,998,119)	(554,491)
期末純資産		168,256,156	18,666,338

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ
 発行済受益証券変動計算書
 2016年1月31日現在

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA分配型受益証券 (米ドル建)	8,576,452	1,631,128	4,058,498	6,149,082
クラスF分配型受益証券 (米ドル建)	6,714,851	2,009,132	1,754,538	6,969,445

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(3) 投資有価証券明細表等

世界株式インカム・ポートフォリオ
投資明細表
2016年1月31日現在

公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品			
保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式			
オーストラリア			
171,851	Ansell Ltd	2,443,615	1.45
102,941	Sonic Healthcare Ltd	1,343,969	0.80
		3,787,584	2.25
ベルギー			
13,956	Anheuser-Busch InBev SA/NV	1,727,413	1.03
		1,727,413	1.03
カナダ			
103,338	Rogers Communications Inc 'B'	3,499,331	2.08
158,994	TELUS Corp	4,437,094	2.64
		7,936,425	4.72
ケイマン諸島			
317,600	Sands China Ltd	1,090,072	0.65
		1,090,072	0.65
デンマーク			
33,321	Novo Nordisk A/S 'B'	1,844,822	1.10
		1,844,822	1.10
フィンランド			
44,998	Kone OYJ 'B'	1,972,302	1.17
		1,972,302	1.17
フランス			
58,057	Eutelsat Communications SA	1,854,402	1.10
46,798	Sanofi	3,860,452	2.30
		5,714,854	3.40

(続く)

公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
ドイツ			
121,643	Deutsche Post AG Reg	2,950,641	1.75
		2,950,641	1.75
日本			
94,000	Japan Tobacco Inc	3,602,927	2.14
		3,602,927	2.14
シンガポール			
179,100	DBS Group Holdings Ltd	1,765,881	1.05
135,200	Singapore Telecommunications Ltd	332,785	0.20
		2,098,666	1.25
スウェーデン			
87,253	Svenska Handelsbanken AB 'A'	1,090,434	0.65
		1,090,434	0.65
スイス			
1,252	Givaudan SA Reg	2,330,582	1.38
58,540	Nestle SA Reg	4,282,857	2.55
53,170	Novartis AG Reg	4,082,015	2.43
7,408	Roche Holding AG	1,906,867	1.13
721	SGS SA Reg	1,399,139	0.83
8,254	Syngenta AG Reg	3,008,486	1.79
		17,009,946	10.11
台湾			
1,082,557	Far EastTone Telecommunications Co Ltd	2,230,871	1.32
		2,230,871	1.32
英国			
106,226	AstraZeneca Plc	6,720,444	3.99
92,610	British American Tobacco Plc	5,092,333	3.03
147,570	Diageo Plc	3,916,323	2.33
87,586	GlaxoSmithKline Plc	1,785,906	1.06
190,800	HSBC Holdings Plc	1,334,214	0.79

(続く)

公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
100,783	Imperial Tobacco Group Plc	5,405,316	3.21
2,468,012	Lloyds Banking Group Plc	2,292,446	1.36
87,938	Unilever Plc	3,815,470	2.27
		30,362,452	18.04
米国			
17,712	3M Co	2,653,789	1.58
38,844	AbbVie Inc	2,107,287	1.25
89,010	Altria Group Inc	5,402,017	3.21
137,289	Cisco Systems Inc	3,224,919	1.92
91,705	Citizens Financial Group Inc	1,984,496	1.18
119,688	Coca-Cola Co/The	5,126,237	3.05
84,705	General Electric Co	2,418,328	1.44
49,686	Genuine Parts Co	4,193,002	2.49
120,219	H&R Block Inc	3,976,845	2.36
32,875	International Paper Co	1,093,751	0.65
51,516	Johnson & Johnson	5,351,997	3.18
87,825	Linear Technology Corp	3,678,989	2.18
19,953	M&T Bank Corp	2,183,457	1.30
156,579	Mattel Inc	4,252,686	2.53
29,685	McDonald's Corp	3,666,394	2.18
62,321	Microsoft Corp	3,399,611	2.02
25,270	PepsiCo Inc	2,485,304	1.48
121,572	Pfizer Inc	3,681,200	2.19
48,504	Philip Morris International Inc	4,320,251	2.57
37,511	Reynolds American Inc	1,845,916	1.10
18,077	United Parcel Service Inc 'B'	1,663,265	0.99
18,440	United Technologies Corp	1,608,337	0.95
54,586	US Bancorp	2,152,326	1.28
83,839	Verizon Communications Inc	4,165,121	2.47
42,819	Wells Fargo & Co	2,112,689	1.25
		78,748,214	46.80
普通株式合計		162,167,623	96.38
公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡 可能有価証券及びマネー・マーケット商品合計		162,167,623	96.38

(続く)

集団投資スキーム

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	アイルランド		
3,986,256	Institutional Cash Series Plc - Institutional US Dollar Liquidity Fund ¹	3,986,256	2.37
		3,986,256	2.37
集団投資スキーム合計		3,986,256	2.37
有価証券ポートフォリオ一時価		166,153,879	98.75
その他の純資産		2,102,277	1.25
純資産合計 (米ドル)		168,256,156	100.00

¹ 当該集団投資スキーム（以下「CIS」という。）は、ブラックロックにより管理されている。
株式は、主に発行体の設立国により分類されている。
CISは、主にCISの本国により分類されている。

セクター別内訳
2016年1月31日現在

	純資産比率(%)
非耐久消費財	50.59
通信	11.73
工業	9.33
金融	8.86
耐久消費財	7.85
技術	4.20
素材	3.82
集団投資スキーム	2.37
有価証券ポートフォリオ一時価	98.75
その他の純資産	1.25
	100.00

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
財務諸表に対する注記
2016年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（fonds commun de placement）である。当ファンドは、譲渡可能有価証券に対する投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパートⅡに基づいて設定された。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）ではない。そして、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対してポートフォリオ及びリスク管理機能を実行するために、ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）を選任している。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。

2016年1月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売していた。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の譲渡可能有価証券又は市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、独立した資産のプールであり、以下の各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。

クラス A

豪ドル建クラス A 分配型受益証券

ユーロ建クラス A 分配型受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス D

米ドル建クラス D 無分配型受益証券

クラス F

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

各受益証券クラスは当ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

2016年1月31日に終了した年度中の重要な事象

2015年4月10日付で、インカム・ストラテジー・ポートフォリオの米ドル建クラスD無分配型受益証券がすべて償還された。

当ファンドの新たな目論見書が2015年8月1日付で発行された。

2015年9月9日、米ドル建のエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオが廃止された。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求並びに一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関より供給されるターム・ローンの評価額を当ファンドは利用する。通常、価格決定機関は相場が容易に入手できる場合には、買い呼び値でターム・ローン进行评估する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して、価格決定機関が決定した一貫性のある公正な市場価格で評価している。価格決定機関の手續及びその評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもとに関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）により検討される。管理会社の取締役会は価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であることを誠実に決定している。
- ・ 持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成される組入証券は、それらの有価証券の通常の機関投資家規模の取引単位について市場情報や類似証券の取引及び機関トレーダーの間で一般に認識されている証券間の様々な関係を用いて価格を決定する1つ又は複数の価格決定機関により提供される価格に基づいて評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている、又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時時点で入手可能な最終の価格で評価される世界株式インカム・ポートフォリオを除き、それらの取引所又は市場における評価日の前営業日の営業終了時点における入手可能な最終の価格により評価される（以下各々を「関連時刻」という。）。ある特定の有価証券について取引がなかった場合は、その有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買い呼び値とする。又は、一定の状況において、これらの組入証券は、その有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買い呼び値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額（以下「NAV」という。）で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない、又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手される、利用可能な直近の買い呼び値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買い呼び値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会

により又はその指示により主要な市場として指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。

- ・ 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に決定される公正価値により評価される。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価額に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却することを意味する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ 所有ポートフォリオは、市場価額を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家又は現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価格を使用して受益証券1口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払分配金を含む負債は額面価額で評価される。

(b) 投資売却の原価

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益／費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行預金利息は発生主義に基づき認識される。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉徴収税控除後で表示される。
- ・ 金利差異(以下「IRD」という。)は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利

が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上の収益／費用として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約を締結した。未決済の為替予約は決算日に契約を評価するため公正な市場価格で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じるプラス／マイナスは未実現利益／（損失）に計上され、純資産計算書の資産又は負債（必要に応じて）に含まれる。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ契約を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び／又は買建てる場合、信用事象（契約において事前に定められる。）発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドから支払われる又は当ファンドが受領する。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現利益又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2016年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

以下の為替レートは、2016年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
カナダ・ドル	1.408200
ユーロ	0.914119
英ポンド	0.694999
シンガポール・ドル	1.426750

以下の為替レートは、2016年1月31日現在、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオに関して、各ポート

フォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
豪ドル	1.409344
ブラジル・リアル	4.007850
カナダ・ドル	1.400350
スイス・フラン	1.024450
デンマーク・クローネ	6.885200
ユーロ	0.922637
英ポンド	0.701804
イスラエル・新シェケル	3.959000
日本円	121.605000
韓国ウォン	1,198.900000
メキシコ・ペソ	18.177500
スウェーデン・クローナ	8.609800
シンガポール・ドル	1.426000
新台湾ドル	33.337500
南アフリカ・ランド	15.989500

(f) 合算された数値

ファンドの合算された数値は米ドル建てで表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

2016年1月31日現在、すべてのポートフォリオは繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の売却及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純収益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 分配金

- ・ スーパー・マネー・マーケット・ファンダー日次の1口当たりNAVの決定に先立ち、すべての発行済受益証券に関する各評価日における分配金として、純収益合計（未払費用控除後の発生利息収益）が、記録された受益証券保有者に対して直ちに宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の昼12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び償還された受益証券は当該償還の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。
- ・ 関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除したもので構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。

3 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドにより当ファンドの管理会社に任命されている。ルクセンブルグの公開有限責任会社である管理会社は、2010年12月17日付の法律(改正後)の第16章に従って、ファンドの管理会社として活動することを承認されている。

当ファンドは、管理会社と管理会社契約を締結している。この契約に基づき、管理会社は、当ファンドの日常的管理を委託されており、これは当ファンドの投資運用、事務管理及びマーケティングに関連するすべての運営機能を、直接的に又は委託することにより実施する責任を伴うものである。

当ファンドとの契約において、目論見書に詳細を記載の通り、管理会社は一部の機能を委託することを決定している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社はCSSFにより規制されている。

4 管理報酬及び販売報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの0.45%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めに基づき投資顧問会社又は関係会社に対する報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのファンド及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するファンドのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。管理会社は、投資顧問報酬を含む一定の費用及び報酬を管理報酬から支払っている。

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「販売会社」という。）及び日本の販売会社（8ページから9ページ（訳者注：原文のページ）に開示）との間で販売契約を締結している。

販売報酬の水準は0.15%から1.00%の範囲である。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するファンドのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理費用、販売報酬及びBROLに対する報酬の放棄が行われた。

5 ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）（以下「BROL」という。）に対する報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ） エス・エー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、全ポートフォリオのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

BROLに対する報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF受益証券を除く）。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L-1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番（49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg）に所在するステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーを、ルクセンブルグにおける事務管理代行会社に任命した。

7 保管報酬

管理会社は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーと保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。

8 関連当事者との取引

管理会社、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供したり、又は通常の条件により本人として行動したかもしれず、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断され

た場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当年度中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の取引は行われていない。

9 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉徴収税の対象とならない。しかし、当ファンドは、2010年法（改正後）に従って、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに課される年率0.05%の引受税の対象となっている。ただし、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法（改正後）第174条の意義の範囲内の機関投資家に制限された全ポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。

エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ（2015年9月9日に廃止）は、引受税を免除されており、その詳細については当ファンドの目論見書に記載されている。その他のルクセンブルグのファンドにおいて保有される受益証券によって表される資産の価額は、当該受益証券がすでに2010年法（改正後）第175条によって規定される引受税の対象となっている場合には、引受税を免除される。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

10 信用枠

2016年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから65,000,000米ドルの信用枠の権利を有していた。2016年1月31日現在の借入残高は20,999,457米ドルであった。コミットメント手数料は、当該信用枠に関連して日次で費用計上され、損益計算書及び純資産変動計算書に含められる。コミットメント手数料は、借入残高に対して0.01%で費用計上される。

11 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

2016年1月31日現在、担保として提供されている又は受け取った有価証券はなかった。

12 投資顧問会社

投資運用会社が全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

投資顧問会社は、財務諸表に対する注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

PNCバンク・エヌ・エー（米国の公開会社）がブラックロック・グループにおける大株主である。各ポートフォリオの投資顧問会社は本報告書の管理及び事務管理のセクションに記載されている。

13 金融デリバティブ商品及び効率的なポートフォリオ管理手法

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオ管理目的でデリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

14 現金担保

当ポートフォリオは、一連の相手先とデリバティブを取引している。先物取引及びスワップ契約の相手先は投資明細表に示されている。2016年1月31日現在、未決済のスワップ契約はなかった。

相手先の当社に対するエクスポージャー又は当社の相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップ契約に係る現金担保が支払われる又は受取られる。純資産計算書のブローカーに対する債務／債権は、主に、ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払われる／相手先から受け取った現金担保で構成されている。

15 取引費用

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、ポートフォリオに係るトレーディング活動に関連する取引費用を負担する。下表に開示されているのは、2016年1月31日に終了した年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引費用である。これらには委託費用、決済手数料及びブローカー手数料が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引費用
エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・インデックス・ポートフォリオ ⁽¹⁾	米ドル	347
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	—
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	131,501
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、	米ドル	6,447
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	米ドル	—
ワールド・インカム・ポートフォリオ	米ドル	—

(1) ポートフォリオが廃止された。詳細は注記1を参照。

すべての取引費用が個別に識別可能とは限らない。債券投資、先物為替予約及びその他のデリバティブ契約に関しては、取引費用は投資の取得価格及び売却価格に含まれている。これらの取引費用は個別に識別可能ではないが、各ポートフォリオのパフォーマンスに取り込まれている。

16 後発事象

年度末以降に後発事象は発生しなかった。

17 訴訟

2015年5月、モーターズ・リクイデーション・カンパニー・アボイダンス・アクション・トラストは、ゼネラル・モーターズの破産財産の信託管理人及び管財人として、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所において、ゼネラル・モーターズの一定の債券（以下「当債券」という。）の過去の保有者に対する訴状の送達を開始した。当訴訟の被告である当債券の過去の保有者には、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ（以下「ISP」という。）が含まれている。ISPに加えて、当訴訟では、多数のブラックロックのファンドを含む500超のその他の機関投資家が被告とされた。被告は、返済時に完全に担保されるという条件で

当債券に関して完全に返済された。原告は、ISP及びその他の被告は、2009年の支払い時点では担保された債権者ではなく、全額の支払いを受ける権利がなかったと主張している。原告は、ISP及びその他の被告が、当債券の元本及び利息に関して2009年に受け取った全額の支払いを返還する命令を求めている。ISPは訴訟の結果又はそのISPの純資産価額への影響（存在する場合）を予測することができない。そのため、本件に関連する訴訟に関する負債は財務諸表に反映されていない。

監査報告書

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（FCP） 受益者各位

2015年6月26日付の管理会社の取締役会による選任を受けて、私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（FCP）及びその各サブファンドの添付の財務諸表、すなわち2016年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約及びその他の財務諸表に対する説明的注記について監査を行った。

財務諸表に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、これらの財務諸表を財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して作成し適正に表示することに責任を負っている。また、管理会社の取締役会は、不正又は誤謬によるものであるか否かにかかわらず重要な虚偽の表示がない財務諸表の作成を可能とするために必要な内部統制に責任を負っている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの財務諸表について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。

監査は、財務諸表の金額及び開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正又は誤謬によるものであるか否かにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画する目的で企業による財務諸表の作成及び適正表示に関連する内部統制を検討するものであり、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的ではない。監査はまた、使用された会計方針の適切性及び管理会社の取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価並びに財務諸表全体の表示の検討を含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの財務諸表は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（FCP）及びその各サブファンドの2016年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足情報は私たちの職務遂行との関連でレビューされたが、上記の基準に準拠して実施した特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、私たちはこれらの情報に対して意見を表明しない。財務諸表全体との関連から見てこれらの情報につき私たちが特に申し述べる事項はない。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

(署名)

ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

ルクセンブルグ、2016年5月12日

Report of the Réviseur d'entreprises agréé

To the Unitholders of BlackRock Global Investment Series (FCP)

Following our appointment by the Board of Directors of the Management Company dated June 26, 2015, we have audited the accompanying financial statements of BlackRock Global Investment Series (FCP) and of each of its sub-funds which comprise the statement of net assets and the portfolio of investments as at 31 January 2016, and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

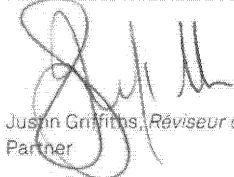
Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of BlackRock Global Investment Series (FCP) and of each of its sub-funds as at 31 January 2016, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*



Justin Griffiths, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, 12 May 2016

Société à responsabilité limitée au capital de 35.000 €
RCS Luxembourg B 87895
Autorisation d'établissement 10022179

V. お知らせ

●総販売会社の変更について

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの総販売会社は、ブラックロック（チャンネル・アイランズ）リミテッドからブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに変更されました（平成28年1月18日効力発生）。